

電気供給業を行う法人の法人事業税について

1 収入金額課税について

電気供給業を行う法人の法人事業税は、各事業年度の収入金額を課税標準として課される収入割により申告することとなります。

電気供給業とは、需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。

電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマス等を利用する再生可能エネルギー売電事業も該当します。

・電気供給業を行う予定であるが、まだ準備段階で現に電気供給を開始していない事業年度については、所得割（資本金1億円超の法人は付加価値割及び資本割を含む。）により申告してください。

2 課税標準となる収入金額について

課税標準となる収入金額は以下により算定します。

課税標準となる収入金額＝収入すべき金額の総額－控除すべき金額

(1) 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）となり、電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。

※料金とあわせて収入する消費税（地方消費税を含みます。以下同じ。）の金額は、収入金額に含めません。

ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。

(2) 控除すべき金額

控除すべき金額の主なものは以下のとおりです。

- ・国又は地方団体から受けるべき補助金
 - ・固定資産の売却による収入金額
 - ・保険金
 - ・有価証券の売却による収入金額
 - ・不用品の売却による収入金額
 - ・受取利息及び受取配当金
 - ・事業に必要な施設を設けるために、需要者等その施設によって便益を受ける者から収納する金額
 - ・損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等
 - ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
 - ・電気の託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額
 - ・電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- ・地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など、収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。
 - ・自己で消費した分については控除対象となりません。
- ・特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭として当該特定実用発電用原子炉設置者に対して交付すべき金額に相当する収入金額
 - ・廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入金額
 - ・日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

(3) 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合

原則として、電気供給業とそれ以外の事業（所得等課税事業）の各事業部門に区分計算して、それぞれ課税標準額及び税額を算定します。

- ・両事業部門に共通する収入金額又は経費がある場合は、これらを両事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してください。
- ・所得の計算上繰越控除が認められる欠損金額は、所得等課税事業について生じたものに限られます。

ただし、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものとされています。

- ・従たる事業のうち、軽微なものとは、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において、従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

(4) 2以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合

収入金額課税の分割基準は以下のとおりです。

ア 小売電気事業

- ①課税標準の2分の1…事務所等の数 ②課税標準の2分の1…従業者数

イ 送配電事業（一般送配電事業・送電事業・配電事業・特定送配電事業）

- ①課税標準の4分の3…電線路の電力の容量 ②課税標準の4分の1…事務所等の固定資産の価額
(①の該当がない場合は、課税標準の総額を②で按分します。)

ウ 発電事業及び特定卸供給事業

- ①課税標準の4分の3…事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額
②課税標準の4分の1…事務所等の固定資産の価額
(①の該当がない場合は、課税標準の総額を②で按分します。)

- ・固定資産の価額とは、事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいいます。
- ・電気供給業とそれ以外の事業を併せて行う場合は、主たる事業（原則として売上金額の最も大きいもの）の分割基準によります。
- ・無人の発電設備は事務所等に該当しませんので、当該設備のみ所在する都道府県には申告義務はありません。

3 税額の計算について

税額の計算は課税標準に税率を乗じて算定します。

$$\text{法人事業税収入割額} = \text{収入金額} \times \text{収入割の超過税率}$$

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年4億円以下の法人は、法人事業税収入割額の計算に、収入割の超過税率ではなく収入割の標準税率を用います。

$$\text{特別法人事業税額又は地方法人特別税額} =$$

$$\text{収入割の標準税率で計算した収入割額} \times \text{特別法人事業税又は地方法人特別税の税率}$$

税率は、下表のとおりです。

税率区分	H26. 10. 1～R1. 9. 30 開始事業年度	R1. 10. 1 開始事業年度～
収入割の超過税率	0.939%	1.039%
収入割の標準税率	0.9%	1.0%
特別法人事業税又は地方法人特別税の税率	43.2%	30%

小売電気事業及び発電事業を行う法人は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、特定卸供給事業を行う法人は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税の課税方式が変更となりました。

- 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
収入割(1.039%(超過税率)) ⇒ 収入割(0.789%(超過税率))、付加価値割(0.37%)及び資本割(0.15%)
- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
収入割(1.0%(標準税率)又は1.039%(超過税率))
⇒ 収入割(0.75%(標準税率)又は0.789%(超過税率))及び所得割(1.85%)
- 特別法人事業税は標準税率で計算した収入割額に40%を乗じて得た額となります。

4 申告時における添付書類及び中間申告について

一般的な法人が添付する書類以外に、次の書類を確定申告書(又は仮決算に基づく中間申告書)に添付してください。なお、法人税の申告をe-Taxにて行っている方は、②及び③の添付は不要です。

- ①収入金額に関する計算書(第6号様式別表6) ②貸借対照表・損益計算書
- ③法人税法施行規則様式別表1・4・5・6(写) ④その他の収入金額算定の基礎資料等

事業年度が6月を超える場合は、法人税の中間申告義務がない場合であっても、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税について、中間申告(予定申告又は仮決算に基づく中間申告)をする必要があります。